

条例改正（12月定例会議提案事項）について

1 概 要

第7回全員協議会（8月1日開催）において「今後継続調査（条例改正）を要する例規」として位置付けた「芽室町議会の個人情報の保護に関する条例」について、上位法（「刑法等の一部を改正する法律」等）の改正に伴い条例改正し、文言整理をしようとするもの。

2 改正案（文言整理）

- (1) 現 行 懲 役
- (2) 改正後 拘禁刑

3 提案時期 令和6年芽室町議会定例会 12月定例会議初日
(12月3日予定)

4 提案手法 町長一括提案（実施機関一括提案）

5 議件名 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定

例規等の改正案について

1 9月に改正を予定している条例について（9月定例会議）

（1）芽室町議会基本条例の一部改正について

<改正理由>

第14条（議決事項の拡大）第3号に規定する「芽室町庁舎建設基本計画」について、当該計画に係る一連の事業が完了したことから削除しようとするもの。

2 10月施行予定の規程・要綱・要領等について

（1）芽室町議会議員の請負の状況の公表に関する規程の制定について

- ・（R5）第29回議会運営委員会調査事項－第2回全員協議会協議事項

（2）芽室町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

- ・（R5）第29回議会運営委員会調査事項－第2回全員協議会協議事項

（3）芽室町議会サポーター設置要綱の一部改正について

<改正理由>

第3条（定員）に規定する議会サポーターの定員要件（5人以内）を削除しようとするもの。

（4）芽室町議会白書作成要領の一部改正について

<改正理由>

第5条（構成）第1号に規定する、概要版を単年度版に改正し、第2号に規定する完全版を廃止しようとするもの。また、同条第2項に規定する議会白書の構成を削除しようとするもの。

（5）請願・陳情の委員会付託（審査）除外基準の制定について

<制定理由>

請願・陳情については、内容的に議会における審査になじまないものもあることから、審査を除外する基準の明確化を図ろうとするもの。

3 今後継続調査を要する例規について

（1）芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について（12月定例会議予定）※要検察庁協議

- ・（R5）第29回議会運営委員会調査事項－第2回全員協議会協議事項

（2）芽室町議会会議条例の一部改正について

- ・（R5）第29回議会運営委員会調査事項－第2回全員協議会協議事項

（3）芽室町議会ハラスメント防止条例の制定について

- ・第4回全員協議会協議事項

- (4) 芽室町議会会議条例等運用規則の一部改正について
- ・(R5) 第29回議会運営委員会調査事項－第2回全員協議会協議事項
- (5) 芽室町議会委員会条例の一部改正について
- <改正理由>
- 議会手続のオンライン化等に対応するため所要の改正を行うもの。

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

(1) 趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

(2) 現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

(3) 基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(第1条関係)

改正案	現 行
<p>(芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)</p> <p>第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表
(附則関係)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留という。」）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とし、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</u></p> <p><u>3 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりな</u></p>	

お従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

4 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。